

○ 会 議 録

会 議 名	令和元年度第1回 基山町都市計画審議会			
開催年月日	令和元年7月10日(水)			
開催場所	基山町役場 2階 202会議室			
開閉会日時	開会	9時55分		
	閉会	11時10分		
出席者並びに 欠席者 出席 9名 欠席 1名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	久保山 義明	出	杉野 朗	出
	田口 英信	出	坂本 勇一	出
	重松 一徳	出	岡本 哲夫	出
	天本 勉	出	日野 春記	出
	内山 正光	欠	西野 弘子	出

傍聴者 2名

～ 9時55分開会～

発言者：事務局

本日は、内山委員から欠席の連絡あり。基山町都市計画審議会設置条例第7条第2項に基づき、委員の方の2分の1以上の出席があったので、会が成立していることを報告する。本審議会は公開となり、傍聴は2名。
定住促進課課長の挨拶。

発言者：事務局 課長

一昨年は中心市街地活性化基本計画策定に関連した準工業地域における大規模集客施設の建築制限をかける特別用途地区の設定、昨年は都市計画道路の変更についてご審議いただいた。都市計画については、町の将来の姿を決める、土地に関する権利に制限をかける、住民さんの利害を調整し、利害関係人の権利・利益を適正に保護するといった観点も必要になってくる。そのため、都市計画法により学識経験者をはじめ第三者からなる都市計画審議会を設置し、案を調整審議していただいている。
本日は基山グリーンパークに隣接する黒谷地区において、地区計画の計画があるためその報告をさせていただくとともに、今後予定されている都市計画審議会の答申をスムーズに受けていただくため事務局から説明させていただく。

発言者：事務局

令和元年5月10日付で委員の委嘱を行った。新委員の自己紹介をお願いしたい。

～新委員2名、挨拶～

発言者：事務局

5月10日付けで前会長が辞任されたので、後任の会長を選任したい。「基山町都市計画審議会設置条例」第5条に「会長及び副会長は、委員の互選により定める」とあるが、いかがか。

～「推薦をお願いします」の声あり～

発言者：事務局

会長の推薦をお願いしたい。

発言者：委員

町議会からということもあるが、久保山副議長をお願いしたい。

発言者：事務局

久保山委員と推薦いただいたが、賛成の方は拍手をお願いしたい。

～拍手多数～

拍手多数であったため、会長は久保山委員に願います。会長席へ移動いただき、一言挨拶をお願いしたい。

発言者：会長
挨拶

発言者：事務局
ここから先の議事については、会長に願います。

発言者：会長
では、議題に入る。(1) 鳥栖基山都市計画地区計画(黒谷地区)について、事務局から説明を。

発言者：事務局
資料1__前回(平成30年度第1回)都市計画審議会地区計画の説明をしたのと同じ資料。今回具体的な申出が出ているので、改めて地区計画について説明する。
2 ページ、地区計画とは住民の生活に身近な地区を単位として、その地区の状況や特性に応じて定めるまちづくりの計画。絵のとおり、地区の区域を定めてその中で建物の高さや用途等のルールを定めるもの。
3 ページ、地区計画の構成としては、地区計画の方針と地区整備計画を立てる必要がある。地区計画の方針には地区計画の目標や地区の整備、開発及び保全の方針を定めるものになっている。地区整備計画にはまちづくりの具体的な内容を定めるものであり、道路、公園、広場等の配置や建築物等に関する制限等を詳しく定めるもの。
具体的に基山町にある地区計画に沿って説明する。4、5 ページ、白坂地区地区計画、昭和63年8月1日に決定告示したもので、県内初の地区計画になっている。5 ページの位置図を見ていただくとわかるように、けやき台団地の下の白坂地区が対象となっている。地区計画の方針に書かれている目標には「当地区は本町の中心部より北へ1kmに位置する比較的閑静な住宅地である。地区周辺には、国道3号、町道城戸1号線、白坂久保田線などが走っており、交通環境にも恵まれている。このような立地状況から地区周辺においては、近年宅地化が進行しており、特に北部には大規模住宅地(けやき台団地)が開発中であり、これと既成市街地に挟まれた当地区は今後ミニ開発やスプロール等による環境の悪化を招く恐れがある。このため、秩序ある地区施設の整備を図り、良好な居住環境を形成することを目標とする。」とある。
土地利用の方針や建築物等の整備方針には、低層の戸建て住宅が存在する地区であり、今後とも低層で良好な住宅地としての形成を図るため、建築物の用途、高さ及び敷地の規模を制限するとされている。
地区整備計画には、道路の幅員を定めたり、建築物の用途、敷地面積の最低限度などを定めている。幅員に関しては、6 ページ参照。幅員が5mや6mと計画されており、実際整備されている道路もあるが、これはあくまで計画であるためJR線沿いなどの6m道路などは整備されていない

状況。都市計画の用途では建てられる建物であっても、地区計画によりこの地区は低層で良好な住宅地としての形成のために制限をかけることが可能となっている。

7 ページ、会田地区地区計画。弥生が丘駅の北側、グッデイの場所。地区計画の目標としては「鳥栖基山都市計画の鳥栖市市街化区域に隣接する基山町市街化調整区域に位置している。JR 鹿児島本線弥生が丘駅前に立地し、東に国道 3 号、西に県道久留米基山筑紫野線が縦断し、南にはそれらを結ぶ横断道県道九千部山公園線が走っており、非常に交通環境に恵まれている。土地利用の用途としては、南側は鳥栖基山都市計画の商業地域（鳥栖市域）、西側はおなじく近隣商業地域（鳥栖市域）に隣接する。加えて周辺は弥生が丘土地地区画整理事業で形成された商業地・住宅地であり、マンション及び商業施設も多数立ち並んでいる。このような立地状況から、住宅や良好な居住環境を形成する商業施設を整備する地区とすることを目標とする。」とされている。土地利用の方針としては、周辺住民の居住環境の利便性を充実させ、健全で活気のある商業地区が形成される施設を立地するとなっている。

具体的な建築物の整備方針としては 8 ページ。ここは市街化調整区域であり、建築物の用途が指定されていないため、建築物に関する事項で近隣商業地域に建築可能な用途と定めている。建ぺい率、容積率は近隣商業地域と同じ 80%、200%。

11 ページ、地区計画の手続き、左の一番上の住民による案の申出はグッデイと同様に今回も企業からの申出になっている。現在は都市計画案の作成をやっている段階。

具体的な黒谷地区の地区計画について説明する。資料 2 参照。黒谷地区地区計画は鳥栖基山都市計画区域の市街化調整区域に位置しているが、南東側は久留米都市圏と福岡都市圏を連絡する主要地方道久留米基山筑紫野線に接し、南側には基山市街地から福岡市方面へと連絡する一般県道基山平等寺筑紫野線が通っているなど、交通環境に非常に恵まれた地区である。また本地区は、製造業、倉庫業、卸売業を中心に多くの企業が立地する基山グリーンパーク（市街化区域／工業地域）に隣接している。このような状況から、本地区計画は周辺環境との調和を図りつつ、良好な産業用地を形成・維持することを目標とする。土地利用の方針としては「佐賀県の鳥栖基山都市計画区域マスタープランにおける工業拠点及び基山町都市計画マスタープランにおける流通・工業地ゾーンに隣接することから、周辺環境との調和を図りつつ、地域産業の活性化を促すため、隣接する工業地域と一体的に産業用地として土地利用を図る」となっている。地区整備計画としては、建築物等に関する事項として、工業地域と同じ用途とし、建ぺい率は 60%、容積率は 200% としている。

3 ページ、都市計画の策定の経緯を示している。企業から地区計画の申出が提出されたのが平成 31 年 3 月、それから役場で素案を作成し、平成 31 年 4 月に佐賀県に素案を提出している。県の回答が 5 月 8 日、異議なしとのこと。5 月 13 日に原案を作成し、5 月 15 日から 6 月 14 日までパブリックコメントということで、まちづくり基本条例に基づき 30 日間素案を公表。その間 5 月 24 日に地元説明会を開催。当初は夜、町民会館で 1 回だけ開催予定であったが、地区計画に該当する 4 区がその時間帯が運営委員会があり参加できないということであったため、同じ内容で昼間 4 区の公民館で説明会を開催した。説明会の出席者は 1 回目の 4 区の公民館が 13 名、2 回目の町民会館が 10 名。パブリックコメントに基づく意見の募集は 5 月 31 日から 6 月 14 日、まちづくり基本条例に基づき 2 週間の期間で意見の提出を受けている。提出された意見書は 2 件。提出された意見書については後で説明する。6 月 18 日に公聴会を予定していたが、公述の申出がなかったため

中止。パブリックコメントの意見を受けて、原案を修正した都市計画案を6月下旬に作成、7月3日に佐賀県に事前協議を行った。7月末までには県から回答を受ける予定。現段階で都市計画審議会を開催しているが、本来であれば地元説明会の前後に行うべきであったものを調整がつかず今の時期になってしまったことを詫げる。今後のスケジュールとしては、県の事前協議の回答を受けて、7月下旬から8月上旬まで案の公告・縦覧を行う。その後都市計画審議会を行うが、これは案の公告縦覧を受けた後に行うもので、町長からの諮問を受けて答申を出していただくものになる。8月下旬を予定しているので皆様のご参加をお願いしたい。都市計画審議会の答申を受けると、佐賀県に同意協議申出を行う予定。県の同意を9月に受け、10月に決定告示を行いたいと思っている。

5 ページ、位置図の赤い部分が対象地区となっているが、大字宮浦字黒谷と大字園部字浦田の42筆にまたがっている。企業からの地区計画の申出があったときには地権者全員の同意を受けている状況。

6 ページ、今回予定されている地区計画の現況平面図。後で説明するが、パブリックコメントで意見があり、当初申請時に提出された現況平面図から修正したものを今回提示させていただいている。修正箇所に関しては、水色の水路が太い1本しか記載されていなかったが、太い水路が2股に分かれ、そのうちの細い水路がさらに2股に分かれていたため、現況に合わせて図面を修正している。

7 ページ、計画平面図。図面の左側になるが調整池を設置予定。

資料3__事業予定に関する説明。これは地元説明会で配布した資料と同じもの。地元説明会には仲介業者であるリアルティリンクと進出企業である三甲が参加した。1枚めくって「基山町黒谷地区物流センター建築について」をご覧ください。リアルティリンクの開発で造成し、三甲株式会社が物流センターの建築を行い、三甲リースが営業を行う予定となっている。事業概要としては、プラスチック製パレット・コンテナの物流拠点として、返却されたパレットを洗浄し、きれいになった状態でまた貸し出すもの。敷地面積は約4万㎡、令和2年末に造成工事完了見込。建物は物流センターを2棟建てる予定で、合計面積は13,000㎡から20,000㎡の予定。

事業計画としては、洗浄及びプラスチックパレット、折り畳みコンテナ、SNコンテナの貸出業務。操業形態としては出荷や荷受けは24時間操業になるが、パレット等の洗浄に関しては12時間操業（午前8時から午後8時）になっている。従業員数については、100～150名ほどとあるが、物流センター1棟に対し50名程度雇用されると聞いている。こちらの従業員に関しては地元採用を基本と考えていらっしゃる。工事の予定期間は令和2年12月から令和3年12月を予定されている。工事業者等が具体的に決まったら連絡していただくようにしている。

位置図、計画平面図は資料2と同じ。次ページの雨水排水経路図は、計画地に降った雨水をすべて調整池に入れて、既存水路に接続し秋光川に放流する予定となっている。工場の排水に関しては、物流センター内に排水施設を設け、基準をクリアした排水を調整池に流し、既存の水路に接続する旨聞いている。それ以降の資料は、三甲株式会社と三甲リース株式会社の会社案内となっているので、時間があるときにお目通しいただきたい。パンフレットも説明会時に配布したので今回配っている。パンフレットの03ページに洗浄の機械が載っている。洗浄倉庫のような大きなものではなく、物流センターの一面にこういった機会を設置し洗浄を行うと聞いている。こちらの洗浄に関しては、基山グリーンパーク内のイオン物流センターの一面で、既に三甲リースが洗

浄を行っているとのこと。

資料4__パブリックコメント提出意見と回答（6/28 ホームページ公開）5月31日から6月14日までの2週間、意見の募集を行ったところ、2人、2件の意見を提出いただいた。6月28日に回答をホームページに公開している。提出された意見と町の回答を簡単に説明する。

1番目のご意見は6月4日に直接持参で受け取っている。意見としては、計画では現在の水路を埋めて西側の道路沿いに付替えるようになっているが、水路を埋めてしまえば水位が減少するので別に水路を確保してほしいというもの。これに対する町の回答としては、開発による周辺環境への影響を最小限に抑えるため、今後、水路からの排出水量等の調査を行い事業を進めていくよう指導するとしている。

2番目のご意見は6月14日に直接持参で受け取っている。この方は意見が大きく3つあり、分けて説明する。1つ目の意見の概要としては、地区計画内の雨水以外の排水、施設排水は排水処理を行い、排水時、排水基準の管理を常時監視し、町の下水道設備へ排水することが下流域の農業維持のため必須であると考え。施設排水の用悪水路流入は容認できないという意見。これに対する町の回答としては、進出企業からは、貸出で戻ってきたパレット等を洗浄する作業及び排水処理は物流センター内で行い、排水処理は環境 ISO14000 に沿って農業用水として使用するための基準を満たすものにする計画であると報告を受けている。そのため、現計画では物流センターからの排水は用悪水路に接続し、用悪水路と同じ経路で河川に放流する計画となっている。計画地は下水道の整備計画予定区域ではないので、排水処理施設内で十分に排水処理を行うよう指導を徹底するとしている。

2つ目の意見は内容が①から⑤まで分かれているため、分けて回答している。①、②の概要としては、地区計画の近傍及び下流の農業用水の確実な確保と、地区計画内の雨水が流れ込む用悪水路の管理対応について、①計画平面図に現在活用中の農業用水路が記載されておらず、農業用水の確保が保障されていない。②実際は下流の農地へのみず道（農業用水路）が存在するが、表示されておらず、3経路ないと農地への農業用水の確保ができない。供給計画を明確にすべきであり、一部農業用水路は地区計画内の地下部を通ることとなるが、今後の管理対応を含めてどうされるのか明示してほしいというもの。①②に対する町の回答としては、ご指摘のあった水路については、現地立会調査を行った結果、3経路確認できたので現況平面図の修正を行うとともに、現存する水路を流れている水については、付替え後の用悪水路に流入させ、現在の水量を確保するよう指導する。付替え後の用悪水路は計画区域内は地上を通り、計画区域を出るときに既存の排水路に接続し、県道17号線の下を横切る予定であるとしている。こちらは先ほど説明した通り、資料2の6ページが修正を行った図面となっている。真ん中に太い水色の水路があるが、図面の左の方で2股に分かれ、細い方の水路がさらに2股に分かれており、水路が3経路あるということが確認できたのでこちらの現況平面図の図面を差し替えている。

4ページ、③近傍の用悪水路は水利組合がなく（機能を果たしておらず）、さらに町の担当者に雑草伐採や堆積土撤去を依頼しても実施されていない。この水路内の堆積物の撤去等の管理は誰が行うのか。用悪水路の管理者である町として、管理対応をはっきりする必要がある。④地区近傍及び下流部の用悪水路を活用している農業用地への水確保を明確にすべきである。また下流の用悪水路の管理がされていないため、河川からの溢れにより農業被害がほとんど毎年発生している。町の対応が見えない（6月14日現在）という意見をいただいている。③、④に対する町の回答と

しては、用悪水路の管理については、一般的にはその水路の受益者が管理をさせていただいている。本地区計画区域については、ご指摘のとおり水利組合が存在せず、現状としては維持管理がなされていない状況。今後は地区計画区域内の用悪水路については進出予定企業、地区計画区域外の既存用悪水路についてはこの水路の受益者で維持管理をさせていただくよう町として指導するとしている。

続いて⑤地区計画区域に農用地が含まれる場合は、農業委員会等と事前協議を行い、農地転用許可の事前審査を完了しているのか？公開された委員会議事録からは見えない（見落としか？）が、具体的な検討内容は？という意見をいただいている。⑤に対し町は、当該地の農地転用手続きは、地区計画決定後、開発許可申請に併せて行う予定であると回答している。

続いて3番目の意見、地区計画の調整池の基準及び管理について、計画平面図によると調整池が記載されているが、設置の基準の考え方と設置後の管理について明確にさせていただきたい。5ページをご覧ください。①から⑩まで具体的な確認事項とご意見をいただいている。これに対する町の回答としては、調整池の設置については、佐賀県県土づくり本部河川砂防課の「大規模開発における調整池の設置基準（案）（平成24年4月）」により、開発面積が1ha以上の開発行為について、雨水を一時貯留する調整池を設けることが義務付けられている。計画地の調整池は、物流センターからの排水も併せて流入する予定であるため、県の設置基準に物流センターからの排水予定水量も併せたところで数量計算を行い、見合った大きさのものを設置するよう、県都市計画課、河川砂防課と協議しながら進出予定企業に指導する。なお、調整池設置後の維持管理については、設置者である進出企業が行う予定であると回答している。

最後に資料5__黒谷地区地区計画（三甲リース（株）物流センター建築）スケジュール。資料2で開発に関するスケジュールだけは示していたが、これは物流センターが稼働するまでのスケジュールになっている。黒線が今現在進んでいる部分。都市計画案を作成し、佐賀県の事前協議を7月3日に提出している。今後公告縦覧により意見が提出された場合、それにより案の修正を行い8月下旬に都市計画審議会を開催し、答申をいただき、最終的には今年度10月に決定の告示を行う予定。地区計画の告示以降に関しては、以下のスケジュールで行う予定。本地区は面積が1haを超えているため、開発行為本申請の前に大規模開発行為事前審査会にかけることになっている。これに最短で3か月、最長で6か月要することとなっているため、最短の3か月で上げている。調整池に関しては、この段階で佐賀県の関係機関にご意見をいただき、大きさ等を決めていくことになる。事前審査会後開発行為本申請になる。本申請は、基山町に申請書を提出いただき、町の副申を添えて土木事務所に提出する。土木事務所の決裁を受けてから県都市計画課へいくこととなっているため、3か月程度要する予定。開発行為本申請に併せて農地転用手続きを行うようになっている。開発の審査が終わると、造成工事に入る。造成工事は約7か月を予定しており、令和2年11月まで。建築工事は約1年1ヵ月を予定しており、令和3年12月までとなっている。物流センターの稼働は令和4年2月を予定してある。

説明は以上。

発言者：会長

事務局からの説明があったが、委員の皆様からご意見、ご質問等はないか。

発言者：委員

土地利用の現状、農地がどのくらいあって、その農地が青地なのか白地なのかを教えて欲しい。

発言者：事務局

当該計画地は田と畑と雑種地があった。資料2、6ページ。この図面の真ん中あたりで字が変わっている。右側が宮浦になるが、宮浦地区はほとんどの地目が雑種地、左側の園部になるが、こちらはほとんどの地目が田や畑、水路の上側はほぼ田となっている。計画地には青地の農地もあったため、昨年8月に農振除外の手続きを始めて、今年1月に許可を受けている。計画地としての面積は4ha以上あるが、農地の面積は4ha未満となっている。調整区域の4ha未満の農地転用の手続きに関しては、県の許可で転用ができるようになっているため、開発行為本申請と同時期に農地転用の申請を県に提出する予定。

発言者：委員

今、説明で4ha未満であれば県の許可で農地転用可能ということであるが、具体的に何haあるのかわからないか。

発言者：事務局

2ha強になると思うが、正確な数字は後で提示する。

発言者：会長

他にないか。

発言者：委員

地区計画について、都市計画審議会はどこまで権限があり、審議することになるのか。資料5の全体スケジュールでいうと、どの段階までが都市計画審議会が審議するものになるのか。

発言者：事務局

資料5でいうと2重線が引いてある上の方、地区計画に関することまでについてご審議いただくことになる。

発言者：委員

資料1、4ページの白坂地区地区計画は計画されているが道路が整備されていない状況。そのような中で開発は進んでいるというのが矛盾しているのではないかと思う。それに関しては都市計画審議会にはかからないのか。計画通りに進んでいないこの地区計画を町として認めているのか。町としてどのように指導されているのか。

発言者：事務局

白坂地区の地区計画について、資料1、6ページの図面をご覧いただくと、ご指摘のあった通り整備のできていない道路等があるのは事実。

地区計画内で開発を行う場合には、資料 1、2 ページの「地区計画の特徴」にあるとおり、建築行為等において届出が必要である。そのため、地区計画区域内に建物を建てる場合は、建築確認以外にも地区計画の届出が必要になる。白坂地区の JR 沿いにアパートを建設する際にも、地区計画の届出を提出していただいた。白坂地区には地区計画委員会を設けてあるため、委員さんに対し届出が提出された旨説明に行った。委員さんだけでは決められないということであったため、地元の方が集まる会議があったので、町として地区計画の届出に関する説明の時間をいただいた。白坂地区として、アパートの建設に対しやむを得ないと判断されたので、町としてもアパート建設に対し異議なしとした。地区計画を策定した後は、町として全く関与していないというわけではなく、地元の方と協議しながら計画を進めている状況。

地元の方も、計画策定時は 5m や 6m 幅の道路を整備するとしていたが、現状としては住宅が張り付いていて道路幅は現実問題困難であると考えられている。前回の説明の際に、計画の見直しの方法についても相談を受けている。

発言者：委員

計画策定時は地権者の同意が必要になっている。皆さん同意をされて、6m 道路を作るようになっていたけれども、道路整備が進まずにアパート建設が優先されている。現実問題 JR 沿線沿いに 6m 幅員の道路を作るのが困難であるならば、もう一度都市計画審議会にかけて、計画を見直さなければならないのではないかと。

発言者：事務局

白坂地区地区計画は昭和 63 年に策定されたもので、地元の方も策定当時から代替わりされた方がほとんどで、こんな計画を知らなかったとか、道路の整備は現実的ではないため、実情に合った高さ制限とか最低敷地面積などだけを残した計画に変更したいという意見が多数出ている。地元の中で地区計画の内容を十分に協議し、地元の方の意見がまとまったところで、白坂地区地区計画変更案として都市計画審議会に説明することになる。

発言者：委員

わかった。今回の黒谷地区の話とは違ったが、気になっていたのです。

発言者：会長

ほかはないかと。

発言者：委員

今回の地区計画の区域は県道の上り車線に面しており、福岡方面から来た場合は園部インターで乗り換え、久留米方面に行く場合は宮浦インターで乗り換えなければならないという状況であるが、都市計画道路である黒谷線の建設は検討されなかったのか。

発言者：事務局課長

都市計画道路の話は以前から出ていたが、今回地区計画を設定するにあたり、進出企業から事前

に相談があった時に、都市計画道路黒谷線の整備に関しても今回の開発と併せて整備できないか話はしたが、そもそも都市計画道路の整備は企業がやることではないし、接道は県道にあるということで、黒谷線まで整備するような大規模な開発ではないという回答をいただいた。市内でも黒谷線の整備に関して検討をしているが、道路整備の優先順位からすると、優先的に行うべき道路ではない。国費等の補助をうまく活用しながら道路整備を進めていくが、山林であるため整備に莫大な費用がかかり、財政的な観点からみても今回の地区計画と絡めて都市計画道路黒谷線の整備を行うということは今のところない。

発言者：会長
他にないか。

発言者：委員
今回の開発面積は4.1haであるが、緑地は何パーセント必要か。

発言者：事務局
3%以上必要。

発言者：委員
県の指導で20%、それを数年前に基山町が5%に条例改正したと思うが、3%の根拠は？

発言者：事務局
佐賀県の開発基準で決まっている。

発言者：会長
他にないか。

発言者：委員
今回の地区計画の場所はグリーンパークに隣接しているが、市街化区域に編入する予定はあるのか。

発言者：事務局
地区計画を設定することで、市街化区域に編入しなくても工場の立地はできるようになっているので、佐賀県や鳥栖市と協議しながら市街化区域の編入について検討していきたい。

発言者：事務局課長
補足になるが、今回の地区計画は市街化調整区域に物が建てられるようになるという特別な手法であり、地区計画で整備することが自動的に市街化区域に編入されることではない。将来的には市街化区域に編入させていきたいと考えている。

発言者：会長

よろしいか。ほかにないか。

発言者：委員

調整池が宅地のすぐ横に計画されているが、地元説明会等では臭いや蚊の発生等に対する意見はなかったか。

発言者：事務局

説明会では調整池の臭いや害虫発生についての意見は特になかったが、物流センター内の音や光に関する意見はあった。例えばグリーンパーク内のある工場ではマイクを使って場内のトラックや従業員を呼び出すので、その音がうるさくて迷惑しているが、今回予定されている物流センターではどうなのかという質問があったが、物流センターは倉庫内での作業であるため、マイクで呼び出したりするようなことはないという回答をいただいている。倉庫外での作業が特にないので、光も通常の外灯程度であるという説明を受けた。

発言者：事務局課長

補足する。調整池のすぐ近くに民家もあるため、生活環境の悪化につながらないように、調整池の管理については進出企業に対し定期的に指導していく。

発言者：会長

ほかにないか。

発言者：委員

もう回答されているのでしょうがないかと思うが、パブリックコメントの意見に対する町の回答について。資料4、5ページ、【その他（調整池を安全に管理するための確認）】に対する町の回答がない。調整池設置基準に対する回答しかしていない。実際には、開発行為の審査については土木事務所と県都市計画課で行うので、しっかり審査させていただきたいと思う。

それともう一点、せっかくパブリックコメントの意見を受けて水路の確認を行い、現況図面を修正し、現存する水路を流れている水については、付替え後の用悪水路に流入させ現在の水量を確保するよう指導すると回答しているが、計画平面図の修正ができていない。現在の計画平面図では2本目、3本目の水路がなくなっている。これでは意見を出された方々に対するちゃんとした回答にならないと思うので、その点は修正をしていただきたい。

発言者：事務局

今いただいたご意見を基に、パブリックコメントに追加で回答したいと思う。資料2、7ページの計画平面図についても調整し修正したい。

発言者：会長

ほかに何かないか。ないのであれば1点確認したい。今回、上水に関しては何も触れていないが

どうなっているのか。

発言者：事務局

上水については、水道に加え井戸水が使えるのであればそちらも検討したいということであった。

発言者：会長

井戸水に関しては周辺の井戸涸れの問題もあるので、慎重に対応していただきたい。

発言者：事務局

はい。

発言者：会長

他にないか。ないようであれば、本日の議事を終了する。

発言者：事務局

次回は本地区計画の諮問を受けた答申をお願いしたい。時期としては8月末を予定している。直近になるがよろしくをお願いしたい。これをもって、本日の審議会を終了する。

～ 11時10分閉会～